

## 社団法人京都府看護協会における後援名義使用承認要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、社団法人京都府看護協会（以下「協会」という。）における他団体の主催事業への後援名義（以下「名義」という。）の使用承認に関し、必要な事項を定める。

(承認要件)

第2条 協会が名義の使用を承認することができる事業は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 団体が主催する事業であること
- (2) 協会の理念及び活動方針に沿った事業であること
- (3) 公益性があると認められる事業であること
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利事業として行われるものでないこと
- (5) 事業の名称に特定企業の商品名等を用いていないこと
- (6) 入場料、参加料等を徴収する事業にあっては、その額が適正であると認められること
- (7) 主催する団体が当該事業を遂行できる能力があると認められること
- (8) 原則として協会が当該事業に要する経費を負担することがないこと

(申 請)

第3条 名義の使用許可を受けようとする者は、名義使用申請書に当該事業の開催要項を添えて協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(承認等の決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、常務理事会の審議を経て名義の使用承認又は不承認を決定するものとする。ただし、申請者が官公庁（独立行政法人等を含む。）又は、過去3年以内に同様の催しの後援を承認された者で、その内容が第2条の要件に合致するときは、常務理事会の審議を省略することができる。

2 前項の場合、事業の内容が第2条各号の要件を満たす場合であっても、事業の実施が特定の団体を著しく利すると認められたときは、承認しないことができる。

(決定の通知)

第5条 会長は、名義の使用承認又は不承認を決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

(変更の届け出)

第6条 名義の使用承認を受けた者は、申請時の事業計画を変更する必要があるときは直ちに協会に届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 会長は、次の各号の1に該当するときは、名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) 事業内容が第2条各号の承認要件に該当しないことが明らかになったとき

2 会長は、名義の使用承認を取り消したときは、申請者に書面で通知するものとする。

(報 告)

第8条 会長は、名義の使用を承認した事業が終了したときは、必要に応じて主催団体に 報告書の提出を求めることができる。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、個別に取り扱い基準を定めることが適当な事案については、事案ごとに常務理事会の審議を経て別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月7日から施行する。